

実績評価書

(厚生労働省6(Ⅱ-2-1))

施策目標名	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること(施策目標Ⅱ-2-1) 基本目標Ⅱ：安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標2：麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること	
施策の概要	本施策は、次の施策を柱に実施している。 ・麻薬・覚醒剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、医療用麻薬等の適正な流通を確保する。 ・麻薬・覚醒剤等の乱用防止を推進する。 ・いわゆる危険ドラッグの取締り及び乱用拡大の防止のための広報・啓発活動を推進する。 ・全国規模で捜査情報の共有・分析を可能にするシステムを構築・運用すること等により、麻薬取締部の捜査態勢を強化する。 ・若年層の大麻乱用が拡大を続ける状況等を踏まえ、インターネットサイト内での行動分析に基づく乱用防止広告を実施し、薬物乱用防止啓発の充実を図る。	
	【総合的な薬物対策の推進について】 ・厚生労働省では、平成30年8月に薬物乱用対策推進会議が策定した「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に基づく、政府を挙げた総合的な薬物乱用対策を推進してきたところである。 ・令和5年8月に第五次薬物乱用防止五か年戦略のフォローアップと併せて、新たに「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を策定した。同戦略は、第五次薬物乱用防止五か年戦略の目標を引き継ぐとともに、(1)大麻乱用期への総合的な対策の強化、(2)再乱用防止対策における関係機関の連携した”息の長い支援”の強化、(3)サイバー空間を利用した薬物密売の取締りの強化、(4)国際的な人の往来増加への対応強化、(5)薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信　を強化点としているものである。 (参考)「第六次薬物乱用防止五か年戦略」に基づく厚生労働省の取組 ・未規制物質等の迅速な指定の推進 ・再乱用防止に従事する職員向けの教材等の作成や研修の充実　等	
	【危険ドラッグ対策の推進について】 ・危険ドラッグについては、平成26年7月に薬物乱用対策推進会議で決定した「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に始まり、平成30年8月の「第五次薬物乱用防止五か年戦略」、令和5年8月の「第六次薬物乱用防止五か年戦略」に基づく対策を推進してきたところである。 ・平成27年7月までには危険ドラッグ店舗を全て廃業に追い込んだものの、近年、危険ドラッグ店舗の再出現や相次ぐ健康被害等、危険ドラッグ乱用に再燃の兆しがあり、令和5年9月、関係省庁と「危険ドラッグ対策会議」を開催し、危険ドラッグによる健康被害の情報収集や取締り体制の強化について確認を行った。 ・また、販売店舗に対し一斉立入検査を実施して、指定薬物の疑いのある物品に対して検査命令・販売等停止命令、さらに広域的な流通な禁止をするのみならず、包括指定も含む含有する成分の迅速な指定薬物への指定を行い、危険ドラッグ乱用根絶に向けた徹底した取組を実施している。	
	【広報・啓発活動について】 ・薬物乱用防止対策は、社会が薬物を受け入れない環境をつくることが非常に重要であることから、地域における啓発として、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」などの国民的啓発運動を展開し、薬物の危険性・有害性に関する正しい知識を周知徹底するとともに、近年若年層における薬物乱用が問題となっていることから、青少年や保護者等に向けて、薬物乱用防止普及啓発読本等の啓発資材を作成し、配布している。 ・また、薬物乱用防止啓発訪問事業として、要請のあった教育機関等に講師を派遣して、専門の教材を基に効果的な普及啓発を図るとともに、Facebook等を活用して情報を発信している。 ・さらに、令和3年度より、若年層のうち大麻に関心の高い者をハイリスク層と定義し、それらをターゲットとしたインターネット上での行動に応じたデジタル広報を実施している。 ・危険ドラッグ対策に係る国民への啓発については、平成25年に「あやしいヤクブツ連絡ネット(https://www.yakubutsu.mhlw.go.jp)」を開設し、国民が一元的に危険ドラッグを含む指定薬物などの危険性等に関する情報にアクセスできる環境整備を行った。	
施策を取り巻く現状	令和6年中の薬物事犯の検挙人員は令和5年の13,815人とはほぼ同水準の14,040人であった。　覚醒剤の検挙人員は6,306人と増加したものの、6年連続で1万人を下回った。大麻事犯の検挙人員については、過去最多であった令和5年の6,703人からは減少し6,342人となったものの、依然として、大麻事犯の検挙人員が覚醒剤事犯の検挙人員を上回る結果となった。特に、30歳未満の大麻事犯の検挙人員は、大麻事犯の7割以上となり、若年層による大麻乱用が拡大している。 また、覚醒剤の再犯者率は、令和2年は68.6%で過去最多となり、令和3年は66.9%、令和4年は67.7%、令和5年は66.0%、令和6年は66.4%となり引き続き高水準の状態が続いている。	
	令和6年中の危険ドラッグ事犯の検挙人員は、745人となり、令和5年(444人)より大幅に増加するとともに、少年の検挙人員も大幅に増加していることから、若年層への拡大がより顕著となった。 平成27年7月に危険ドラッグ店舗をすべて廃業に追い込んだが、令和5年、新たに危険ドラッグ販売店舗の存在が全国各地で約300店舗確認され、同販売店舗に対して立入検査等を鋭意実施した結果、令和6年12月末時点で203店舗まで減少したが、引き続き、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、危険ドラッグ対策を推進していく必要がある。	
施策実現のための課題	1	・検挙人員は全体として増加しており、依然薬物乱用の根絶には至っていない。要因の1つとして、薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識が十分に普及していないことが考えられる。 ・覚醒剤の再犯者率は高水準の状態が続いており、再乱用の防止が課題である。 ・大麻の検挙人員のうち、30歳未満が占める割合が増加しているため、若年層への啓発活動も課題の一つである。
	2	・令和5年、新たに危険ドラッグ販売店舗の存在が全国各地で複数確認されており、新たな危険ドラッグの流通の遮断が必要である。 ・危険ドラッグの検挙人員の増加の一因として、危険ドラッグの危険性・有害性に関する正しい知識が十分に普及していないことが考えられる。

各課題に対応した 達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1	薬物乱用の根絶を図るため、総合的な対策を推進するとともに、薬物乱用防止に係る普及啓発や薬物の再乱用を防止するための取組みを進める。	新たな乱用薬物の蔓延を防ぐためには、未規制薬物を指定薬物や麻薬に指定するとともに、社会が薬物を受け入れない環境をつくること が非常に重要であり、薬物の有害性・違法性に関する正しい知識を周知する必要があるため。また、薬物依存症者やその家族への支援を行うことで、薬物の再乱用を防止する必要がある。				
	(課題1)						
	目標2	危険ドラッグの流通・乱用を防ぐため、新たに発見された乱用薬物を指定薬物に指定するほか、健康被害や乱用を防ぐための正しい情報の広報・啓発を推進する。		新たな危険ドラッグの蔓延を防ぐためには、未規制薬物を指定薬物に指定するとともに、国民への啓発が必要であるため。			
(課題2)							
施策の予算額・執行額等	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	1,194,403	1,032,632	1,274,054	1,209,563	1,242,649
		補正予算(b)	-9,212	0	19,442	0	
		繰越し等(c)	0	8,858	0	13,310	
		合計(a+b+c)	1,185,191	1,041,490	1,293,496	1,222,873	
	執行額(千円、d)		1,045,929	949,857	1,193,194	1,104,391	
	執行率(%、d/(a+b+c))		88.2%	91.2%	92.2%	90.3%	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
	—			—	—		

達成目標1について		薬物乱用の根絶を図るため、総合的な対策を推進するとともに、薬物乱用防止に係る普及啓発や薬物の再乱用を防止するための取組みを進める										
測定指標	指標1 薬物乱用防止啓発訪問事業の学校等への訪問回数【単位:回】 (アウトプット)	指標の選定理由	薬物乱用防止啓発事業は、違法薬物の危害の周知を行うことで乱用撲滅を図ることを目的としており、成果について直接的に示すことは困難であるが、間接的な評価として、本事業における小中学校等教育機関への訪問回数で、啓発状況を一定程度計れることから、指標とした。									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和6年度までの委託事業での啓発箇所数の実績は470回から660回程度であったが、本事業において委託者に達成することを要求している最低基準の回数と同じである400回を目標値として設定している。									
		基準値	年度ごとの目標値						目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値									
		令和2年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	◎			
		400回	400回	400回	400回	400回	400回	400回				
			472回	580回	662回	649回	666回					
	指標2 薬物乱用防止啓発訪問事業の啓発人数【単位:人】 (アウトカム)	指標の選定理由	薬物乱用防止啓発事業は、違法薬物の危害の周知を行うことで乱用撲滅を図ることを目的としており、成果について直接的に示すことは困難であるが、間接的な評価として、本事業における薬物乱用防止教室を実施した際の啓発人数で、啓発状況を一定程度計れることから、指標とした。									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和6年度までの委託事業での啓発人数の実績が6.8万人から15.6万人程度であったため目標値を15万人に設定している。なお、この水準は、委託者に達成することを要求している最低基準の人数と同じである。									
		基準値	年度ごとの目標値						目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値									
		令和2年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	○			
		150,000人	150,000人	150,000人	150,000人	150,000人	150,000人	150,000人				
			68,079人	126,673人	140,851人	156,710人	150,550人					
	指標3 薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業参加者の継続的な支援実施率【単位:%】 (アウトカム)	指標の選定理由	再乱用防止対策事業は、支援対象者が薬物を再使用しないようにすることを目的としているが、本人が薬物を再使用しているかどうかを正確に把握することは不可能であることから、成果について直接的に示すことが困難である。よって本事業に継続して参加している者は薬物を再使用していないと見なした上で、事業の継続的な支援実施率を指標とした。 (参考)令和6年度実績について 分子:薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業参加者のうち、継続的な支援実施をしている人数(58人) 分母:薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業参加者数(68人) 【出典】厚生労働省調べ									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和元年までの本事業の継続的な支援実施率が93%から100%であったため、目標を95%に設定している。令和5年度の実績値は目標値に到達しなかったことから、令和6年度も引き続き目標値を95%に設定した。									
		基準値	年度ごとの目標値						目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値									
		令和2年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	○	△		
		95.0%	95%	95%	95%	95%	95%	95%				
			86%	85%	87%	75%	85%					

	【参考】指標4 麻薬の新規指定数【単位：件】 (アウトプット)	実績値								
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
			10件	5件	3件	7件	8件			
	【参考】指標5 薬物事犯の検挙人数 【単位：人】 ・全薬物事犯の検挙人数 ・覚醒剤事犯の検挙人数 ・大麻事犯の検挙人数 主な薬物の押収量 【単位：kg】 ・覚醒剤 ・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂) (※検挙人数・押収量は、暦年統計である) (アウトプット)	実績値								
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
			14,567人 8,654人 5,260人 824.4kg 302.7kg	14,408人 7,969人 5,783人 998.8kg 380.1kg	12,621人 6,289人 5,546人 475.3kg 336.3kg	13,815人 6,073人 6,703人 1,601,6kg 851,0kg	14,040人 6,306人 6,342人 1,473.3kg 452.3kg			

達成目標2について		危険ドラッグの流通・乱用を防ぐため、新たに発見された乱用薬物を指定薬物に指定するほか、健康被害や乱用を防ぐための正しい情報の広報・啓発を推進する										
測定指標	指標6 薬物乱用防止啓発訪問事業の学校等への訪問回数【単位：回】 (アウトプット) ＜再掲＞	指標の選定理由	薬物乱用防止啓発事業は、違法薬物の危害の周知を行うことで乱用撲滅を図ることを目的としており、成果について直接的に示すことは困難であるが、間接的な評価として、本事業における小中学校等教育機関への訪問回数で、啓発状況を一定程度計れることから、指標とした。									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和6年度までの委託事業での啓発箇所数の実績は470回から660回程度であったが、本事業において委託者に達成することを要求している最低基準の回数と同じである400回を目標値として設定している。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		令和2年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	◎			
		400回	400回	400回	400回	400回	400回	400回				
			472回	580回	662回	649回	666回					
	指標7 薬物乱用防止啓発訪問事業の啓発人数【単位：人】 (アウトカム) ＜再掲＞	指標の選定理由	薬物乱用防止啓発事業は、違法薬物の危害の周知を行うことで乱用撲滅を図ることを目的としており、成果について直接的に示すことは困難であるが、間接的な評価として、本事業における薬物乱用防止教室を実施した際の啓発人数で、啓発状況を一定程度計れることから、指標とした。									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和6年度までの委託事業での啓発人数の実績が6.8万人から15.6万人程度であったため目標値を15万人に設定している。なお、この水準は、委託者に達成することを要求している最低基準の人数と同じである。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		令和2年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	○	○		
		150,000人	150,000人	150,000人	150,000人	150,000人	150,000人	150,000人				
			68,079人	126,673人	140,851人	156,710人	150,550人					
	【参考】指標8 指定薬物の新規指定数【単位：件】 (アウトプット)	実績値										
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度					
			17件	18件	18件	29件	33件					
	【参考】指標9 危険ドラッグ事犯の検挙人数【単位：人】 (アウトカム)	実績値										
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度					
			159人	164人	312人	444人	745人					

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	第18回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ（令和7年7月14日開催）で議論いただいたところ、以下のご意見があり、これを踏まえ、以下に示すような対応を行った。
	【現状分析について】 ①危険ドラッグ事犯の現状に関して、販売店舗を廃業に追い込んでから、また新たに新規の店舗が確認された経緯等を記載しているが、これは具体的な調査手法としては、どのようにして、この辺りの数値を確認しているのか。 ⇒都道府県に依頼して調査を実施し、厚労省にて集約したもの。
	【達成目標1の指標1について】 ②大幅に目標値を上回って達成しているが、この学校等には、大学、専門学校、専修学校も入っているのか。昨今の状況を見ると、大学、専門学校、専修学校など、そういった若者のコミュニティへの啓発活動も非常に重要なのではないか。また、そういったターゲットを設定しての啓発活動などの予定があれば知りたい。 ⇒薬物乱用防止啓発訪問事業の対象である学校等には、大学、専門学校、専修学校等も含まれている。また、近年若年層による大麻事犯検挙人員が増加していることを受け、令和3年度より若年層をターゲットにして、SNS等のインターネット広告を活用したデジタル広報啓発活動に取り組んでいる。
	【全体について】 ③薬物乱用防止五か年戦略の5つの目標に関して、その目標3～5では国内外の規制薬物の流通状況の監視や、水際での抑止といった側面に着目した目標設定がされており、現状の政策評価の中では主にこの五か年戦略の目標1・2に関連する達成目標や測定指標の設定に比重が置かれている。先般、フェンタニルの関係で厚生労働省の取組は非常に迅速であったと思うが、原料物質の流通監視に関して、新たな都道府県向けの通知なども発出したようであるし、今後はそういった国内外の規制薬物の流通監視や、阻止に向けた達成目標や測定指標の設定の在り方についても検討されたい。 ⇒ご指摘の趣旨を踏まえ、例えば、我が国の薬物事犯の特性として、主に密輸入される実態もあることから、密輸入の摘発件数等を参考指標として入れられるかどうかを含め検討していく。

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③(相当程度進展あり)
	総合判定	(判定結果) B【達成に向けて進展あり】 (判定理由) 【達成目標1:薬物乱用の根絶を図るため、総合的な対策を推進するとともに、薬物乱用防止に係る普及啓発や薬物の再乱用を防止するための取組みを進める】 - 指標1については、目標である400箇所の訪問箇所数を大幅に上回った。 - 指標2については、目標である15万人の啓発人数を達成した。 - 指標3については、目標である95%には達しなかったが、実績値85%と概ね達成できた。 【達成目標2:危険ドラッグの流通・乱用を防ぐため、新たに発見された乱用薬物を指定薬物に指定するほか、健康被害や乱用を防ぐための正しい情報の広報・啓発を推進する】 - 指標6については、目標である400箇所の訪問箇所数を大幅に上回った。 - 指標7については、目標である15万人の啓発人数を達成した。 【総括】 - 以上より、指標3については目標値に達しなかった(△)が、その他については全て目標値を達成できていることから、判定結果はB【達成に向けて進展あり】に区分されるものとして、③(相当程度進展あり)と判定した。
評価結果と今後の方向性	施策の分析	(有効性の評価) 【達成目標1:薬物乱用の根絶を図るため、総合的な対策を推進するとともに、薬物乱用防止に係る普及啓発や薬物の再乱用を防止するための取組みを進める】 - 指標1及び指標2については、目標を達成できていることから、薬物乱用防止の普及啓発に関する施策が有効に機能していると評価できる。特に指標1については、令和6年度は前年度より実績値が増加し、目標達成率166%と大幅に上回ったところであり、その要因としては、本施策の実施について関係省庁と連携し、教育現場等へ周知を行っていること等が考えられる。 - 指標3については、目標値95%は達成できなかったものの、実績値が85%と、薬物の再乱用を防止するための取組としては概ね目標を達成できていると評価できる。 【達成目標2:危険ドラッグの流通・乱用を防ぐため、新たに発見された乱用薬物を指定薬物に指定するほか、健康被害や乱用を防ぐための正しい情報の広報・啓発を推進する】 - 指標6及び指標7については、目標を達成できていることから、危険ドラッグに関する正しい情報の普及啓発に関する施策が有効に機能していると評価できる。特に指標6については、令和6年度は前年度より実績値が増加し、目標達成率166%と大幅に上回ったところであり、その要因としては、本施策の実施について関係省庁と連携し、教育現場等へ周知を行っていること等が考えられる。 (効率性の評価) 【達成目標1:薬物乱用の根絶を図るため、総合的な対策を推進するとともに、薬物乱用防止に係る普及啓発や薬物の再乱用を防止するための取組みを進める】 - 指標1及び指標2については、近年予算額が大きく変わっていない中、目標を達成できていることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 - 指標3については、事業拡大に伴い予算額が拡大されたところ、令和5年度から6年度にかけて実績値も増加しており、効率的な取組が行われていると評価できる。 【達成目標2:危険ドラッグの流通・乱用を防ぐため、新たに発見された乱用薬物を指定薬物に指定するほか、健康被害や乱用を防ぐための正しい情報の広報・啓発を推進する】 - 指標6及び指標7については、近年予算額が大きく変わっていない中、目標を達成できていることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 (現状分析) 【達成目標1:薬物乱用の根絶を図るため、総合的な対策を推進するとともに、薬物乱用防止に係る普及啓発や薬物の再乱用を防止するための取組みを進める】 - 指標1及び指標2については、ともに近年実績値が増加傾向にあり、着実に取組が進められていると考えられる。 - 指標3については、近年の薬物事犯の傾向について覚醒剤事犯が減少して大麻事犯が増加しており乱用薬物に変化が生じているところ、本事業のプログラムが覚醒剤事犯者向けの内容となっていることもあるため、プログラム途中離脱者の傾向を分析すると共に、大麻事犯者向けのプログラムの検討も必要であると考えられる。 【達成目標2:危険ドラッグの流通・乱用を防ぐため、新たに発見された乱用薬物を指定薬物に指定するほか、健康被害や乱用を防ぐための正しい情報の広報・啓発を推進する】 - 指標6及び指標7については、ともに近年実績値が増加傾向にあり、着実に取組が進められていると考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) 【達成目標1:薬物乱用の根絶を図るため、総合的な対策を推進するとともに、薬物乱用防止に係る普及啓発や薬物の再乱用を防止するための取組みを進める】 - 指標1及び指標2については、薬物乱用の防止を図るため、引き続き目標に向け、着実に取組を進めていく。 - 指標3については、薬物の再乱用を防止するため、目標値(95%)を達成できるよう、引き続き再乱用防止対策事業を鋭意進めていく。 【達成目標2:危険ドラッグの流通・乱用を防ぐため、新たに発見された乱用薬物を指定薬物に指定するほか、健康被害や乱用を防ぐための正しい情報の広報・啓発を推進する】 - 指標6及び指標7については、危険ドラッグの危険性等に関する正しい情報の普及啓発を図るため、引き続き目標に向け、着実に取組を進めていく。

参考・関連資料等	- 薬物乱用対策について(「第六次薬物乱用防止五か年戦略」等) URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubutsuranyou_taisaku/index.html - あやしいヤクブツ連絡ネット URL: https://www.yakubutsu.mhlw.go.jp
----------	--

担当部局名	医薬局 大臣官房地方課	作成責任者名	監視指導・麻薬対策課長 小園 英俊 地方厚生局管理室長 床枝 栄一	政策評価実施時期	令和7年7月
-------	-----------------------------------	--------	---	----------	--------